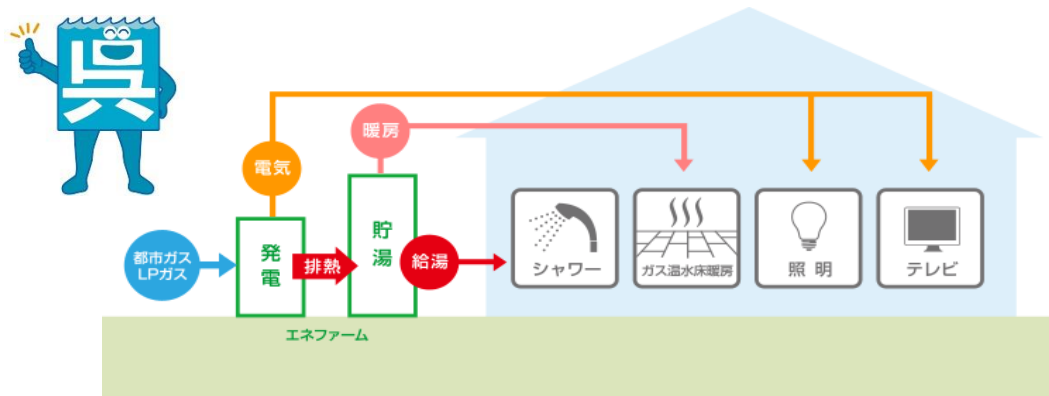


令和7年度

呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業

家庭用燃料電池設置費補助金

申請の手引き



※イメージ図であり、実際の配管などは異なります。

画像出典：一般社団法人燃料電池普及促進協会、日本ガス協会

注 意 事 項

申請を検討される前に、下記の主な要件をご確認ください。

- ① 個人(申請者)が自ら所有し、居住する戸建ての居住専用住宅に設置する機器が対象です。
- ② 令和8年2月27日(金)までに実績報告を行うことができる事業が対象です。
- ③ 補助金の交付決定前の契約、着手は、対象外です。
- ④ 法定耐用年数(6年)を経過するまで、J-クレジット制度への登録はできません。
- ⑤ 国などの補助金との併用はできません。



呉 市

補助の概要

1 事業概要

呉市における脱炭素社会を推進するため、市内で家庭用燃料電池（以下「燃料電池」といいます。）を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助します。

2 予算額（R7年度）

420万円

3 補助金額

定額 21 万円

4 補助対象者

次の条件のすべてを満たす個人が対象です。

- （１）実績報告書の提出時点において、市内にある補助対象設備を設置する住宅に居住している方

・市内にある該当住宅の住所と住民票の住所が一致する必要があります。

- （２）実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置する住宅の所有権を有する方

・該当住宅の不動産（建物）登記事項証明書に所有者として記載されている必要があります。

- （３）市税の滞納がない方

- （４）補助対象設備について、当該補助金以外の補助金等を受けていない、若しくは受ける予定がない方

- （５）呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない方

5 補助対象機器の要件

次の要件のすべてを満たす燃料電池が対象です。

- （１）個人（申請者）が戸建ての居住専用住宅に設置するものであること。

・該当住宅の不動産（建物）登記事項証明書の種類が「居宅」となっている住宅が対象です。

※アパートやマンション等の共同住宅は対象外となります。

※店舗や事務所等との併用住宅（兼用住宅）は対象外となります。

- （２）補助金の交付申請をする日において一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に機器登録されている製品であること。

※一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）のホームページに掲載されています。

FCA 機器登録リスト

検索



- （３）商用化され、導入実績があるものであること。

- （４）中古設備でないこと。

- （５）リース設備でないこと。

- （６）法定耐用年数（６年）を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(7) 導入する補助対象機器の価格（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く）が21万円以上であること。

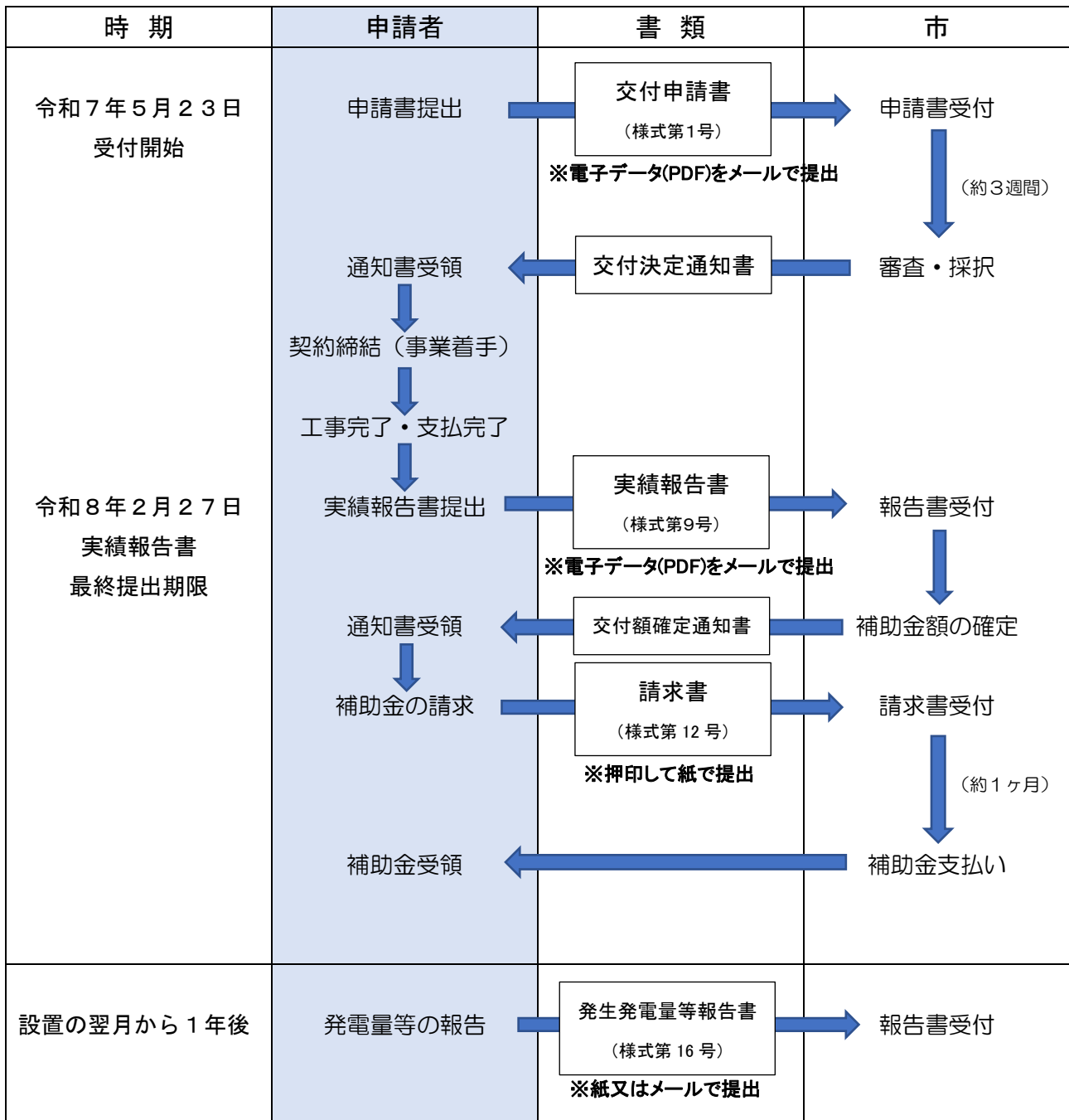
※既存設備の更新（置換）も補助対象になりました。

6 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備の設置に要する費用のうち、下表に規定する費用が対象です。ただし、既存設備の撤去費は対象となりません。

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費

7 手続の流れ



交付申請

1 申請の受付期間

令和7年5月23日（金）から11月28日（金）まで（先着順）

- ・ 補助金交付予算額がなくなり次第、受付を終了します。
- ・ 受付を終了した日に複数の申請書が提出された場合、抽選で受け付ける順番を決定します。
- ・ 令和8年2月27日（金）までに実績報告を行うことができない事業は受け付けできません。

●受付場所：呉市環境政策課へ電子メール送信

- ・ 令和7年度から呉市は、文書の取り扱いを電子データで行うことになりましたので、窓口を持参又は郵送されていた申請書は、添付書類を含めて原則として電子データ（PDF）をメールで送信していただく方法に変更となります。

※申請書を提出される際は、申請書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したものでも構いません。

- ・ 事前確認のために紙の申請書及び添付書類を環境政策課の窓口（本庁7階）に持参又は郵送していただくことは可能ですが、正式な申請書受付にはなりませんので注意してください。
- ・ 申請書を持参、郵送、電子メールで送信する場合は、事前に環境政策課に電話連絡（0823-25-3301）をお願いします。
- ・ 電子メール：kansei@city.kure.lg.jp
※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。
- ・ 郵送先：〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号
呉市 環境部 環境政策課 「脱炭素補助金」担当 宛

●受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ・ 開庁時間外（午後5時15分以降や閉庁日）に届いた電子データ（PDF）の申請書類は、翌開庁日の取り扱いとなります。

2 提出書類

（1）交付申請書（様式第1号）

【住宅区分】

- ・ 登記簿の名義が既に申請者の名義となっている場合は、**既存住宅**の区分で申請してください。
- ・ 区分が**新築住宅（建売住宅を含む）**の場合は、**建物の建築工事又は売買に関する契約書等**を添付してください。

【事業着手予定日】

- ・ 事業着手予定日は交付決定後となるように設定してください。通常、受付（書類が不備なく揃った日）から交付決定まで、審査に3週間程度の時間を要しますので、交付決定までの期間を考慮した着手予定日としてください。

※受付開始当初（5月下旬～6月初旬）については、申請が集中することが予想されますので、受付から交付決定までの期間を1ヶ月以上考慮してください。

- ・契約の締結は事業着手とみなします。交付決定前の事業着手は、補助対象外となりますのでご注意ください。

【工事予定期間】

- ・工事予定期間の終期は、令和8年1月31日以前となる計画としてください。

【事業完了予定日】

- ・補助対象設備の支払完了予定日又は保証開始予定日のいずれか遅い日

【実績報告予定日】

- ・事業完了予定日から30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

（２）補助対象機器の設置に係る見積書

- ・施工業者や販売会社等の選定に当たっては、複数者から見積書を取るなど、比較を行うよう努めてください。
 - ・見積書は原本を提出してください。
- ※日付や会社印の押印がない場合は、記入・押印を依頼してください。

（３）見積書の内訳書（様式第2号）

- ・見積書の内訳書の作成にあたっては、見積書の作成者である施工業者や販売会社等に作成を依頼してください。
- ・内訳書には、会社名の記載と会社印の押印が必要です。

（４）補助対象機器の設置場所及び付近の見取図並びに設置工事着手前の現況写真（補助対象機器付き住宅を購入する場合は、設置後の写真）

①【住宅付近の見取図】

- ・付近の見取図（1/500 程度）に、設備を設置する住宅を示してください。

②【設備の設置場所】

- ・住宅の形と玄関の位置を明示した住宅平面図に、方角と設備の設置予定場所を示してください。

※設置場所を申請時から変更する場合は、実績報告時に上記の図面に変更になった旨を記載し、変更後の設置場所を追記したものを提出してください。

③【現況写真】

次の写真を提出してください。

（１）住宅全景

- ・複数の方向・角度から撮影したもの

（２）燃料電池設置予定場所（上記(1)と兼用可）

- ・設置予定場所の壁面などを、できるだけ広角に撮影したもの

※実績報告時には、設備の設置前と設置後の写真が両方必要となりますので、設置前の写真を撮り忘れることのないようご注意ください。

※写真はカラーで最近撮影した鮮明なもの、サイズはL判以上としてください。

※web 上の画像を印刷したものは認められません。

(5) 補助対象機器の仕様等が確認できる書類

- ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）のホームページに掲載されている「エネファームの機器登録リスト」の該当ページを印刷したもの（導入予定の機器をマーカーで塗るなどしてください）
 - ・次の仕様を確認できるカタログ・パンフレット等の写し
 - ☐ 製造事業者名
 - ☐ 燃料電池ユニットの品名番号（型番）
 - ☐ 貯湯ユニットの品名番号（型番）
- ※資料の写しは該当ページだけでも構いませんが、資料が特定できるよう表紙と裏表紙は省かないでください。
- ※型式や数値をアンダーラインや○囲いで強調するなど、該当箇所が分かるようにしてください。
- ※資料を複写する際は、白黒（モノクロ）で行い、なるべく縮小しないでください。

(6) 誓約書（様式第3号）

- ・項目を確認し、申請者本人が自署してください。

(7) 設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（申請時に当該住宅を所有する場合に限る。）

- ・補助申請者と住宅所有者が同一であることが要件です。
 - ・発行から3月以内のもの
 - ・申請時に登記簿を添付できない場合は、申請書にその理由を記載の上、実績報告時に提出してください。
 - ・登記簿の種類が「居宅」となっていることを確認してください。
- ※「居宅・店舗」や「居宅・事務所」等の併用住宅は対象外です。

(8) 同意書（様式第4号）（申請時に当該住宅を所有し、当該住宅を申請者と共同で所有する者がいる場合に限る。）

- ・設置する住宅を複数人で共同所有している場合は、申請者以外の所有者全員の同意書を添付してください。
- ・申請時に所有権が確定していない場合は、実績報告時に提出してください。

(9) 世帯全員の住民票の写し

- ・補助対象設備を設置する住宅の住所と住民票の住所が同一であることが要件です。
- ・世帯全員のもので、本籍・筆頭者、個人番号（マイナンバー）、住民票コードを省略したもの。
- ・外国人住民の方は、中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格は省略しないでください。
- ・発行から3月以内のもの。
- ・補助設備の設置場所と申請時の住民票の住所が違う場合は、申請書にその理由を記載の上、実績報告時に再度、住民票（補助対象設備を設置した住宅の住所に住所変更したもの）を提出し

てください。

- ・住民票の写しをスキャナー等でPDFに変換する際に「複写」という文字が背景に表示されますが、必ず表示される仕様となっていますので、そのまま添付書類としてください。

(10) 委任状（様式第 17 号）（第三者に手続を委任する場合に限る。）

- ・申請者ご本人による対応が難しい場合は、あらかじめ販売店等に委任状を提出してください。
※申請書や実績報告書の修正のため、日中の連絡や来庁が必要となる場合があります。また、ある程度の専門知識が必要となります。

(11) その他

【申請時の注意事項】

- ・各種手続き、設置工事及び支払いを終え、令和8年2月27日（金）までに、実績報告書類（保証書等含む）が不備なく提出できるように余裕を持って申請してください。
- ・申請等に必要な様式等は環境政策課のホームページからダウンロードしてください。
- ・申請書類の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で訂正してください（訂正印は不要）。
- ・申請書類を電子データ（PDF）に変換する際、データ容量を10MB以下に収めるため、押印のある文書と現況写真はカラーで作成し、その他の書類（カタログ、パンフレットを含む。）は白黒で作成してください。
- ・その他、Q & A（随時更新予定）や補助金交付要綱を確認の上、申請してください。

3 交付決定

提出された交付申請書を審査し、交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

- ・申請書類等に不備がない状態で受け付け、受付申請から交付決定まで概ね3週間程度時間を要します。
※受付開始当初（5月下旬～6月初旬）については、申請が集中することが予想されますので、受付から交付決定までの期間が1ヶ月を超える場合があります。
- ・契約の締結は事業着手とみなします。交付決定前の事業着手は、補助対象外となりますのでご注意ください。

事業実施

1 補助事業の着手

交付決定通知を受けてから、補助事業に着手してください。

- ・ 契約の締結は、事業着手とみなします。
- ・ 交付決定日前に契約を締結した場合は**補助対象外**となります。
- ・ 実績報告時に契約書の写しの提出が必要となるため、交付決定日以後の契約日となるよう、ご注意ください。

2 補助対象事業の内容変更・中止

交付決定の通知後に補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、「計画（変更・中止）承認申請書（様式第7号）」に必要書類を添付して提出してください。その際、申請書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して電子メールで送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したものでも構いません。

また、補助事業が予定の期間内に完了しないため、完了予定日を変更しようとするときは、速やかに市に報告してください。

- ・ 申請した補助対象設備を変更する場合は、「計画（変更）承認申請書」を提出してください。
※計画の変更により、補助金交付予定額を増額することはできません。それぞれの設備について、交付決定通知書記載の交付予定額が上限となります。
- ・ 事業の着手や完了の目処が立たないときは、速やかに、「計画（中止）承認申請書」を提出してください。
- ・ 令和6年度以降に、交付決定後、事業を中止（取り消し含む）した場合、本補助金に再度の申請は原則できませんのでご注意ください。

●提出先：呉市環境政策課へ電子メール送信

電子メール：kansei@city.kure.lg.jp

※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。

実績報告・補助金請求

1 補助金の実績報告

申請者は、補助対象事業が完了した場合は、「実績報告書（様式第9号）」に必要書類を添付して提出してください。その際、実績報告書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して電子メールで送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したものでも構いません。

- ・事前確認のために紙の報告書及び添付書類を環境政策課の窓口（本庁7階）に持参又は郵送していただくことは可能ですが、正式な報告書受付にはなりませんので注意してください。
- ・報告書を持参、郵送、電子メールで送信する場合は、事前に環境政策課に電話連絡（0823-25-3301）をお願いします。
- ・電子メール：kansei@city.kure.lg.jp
※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。

2 実績報告書の提出期限

補助事業が完了した日から30日を経過する日又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

3 提出書類

（1）実績報告書（様式第9号）

【事業着手日】

- ・交付決定日以降の事業着手した日
※契約の締結は事業着手とみなしますので、契約日付で構いません。

【事業完了日】

- ・補助対象設備の支払完了日又は保証が開始された日のいずれか遅い日

（2）補助対象機器の設置に係る契約書及び領収書の写し

- ・契約日が交付決定日以降であることを確認してください。
- ・契約書に【お客様控え】と【会社控え】がある場合は、特段の事情がないかぎり【お客様控え】の契約書の写しを提出してください。
- ・注文請書の場合は、注文請書と注文書の両方の写しを提出してください。
- ・領収書の宛名は、申請者のフルネームで作成を依頼してください。
- ・領収書の金額に、補助対象設備以外が含まれる場合は、太陽光発電設備分や蓄電池分が含まれていることが分かるように明記してください。

（3）領収書の内訳書（様式第10号）

- ・領収書の内訳書の作成にあたっては、領収書の作成者である販売店や施工会社に作成を依頼してください。
- ・内訳書には、会社名の記載と会社印の押印が必要です。

(4) 補助対象機器の保証書の写し（製造事業者が発行したもの）

- ・ 保証開始日が確認できるもの

(5) 補助対象機器の設置状況を把握できる写真

- ・ 設置箇所を申請時の予定箇所から変更した場合は、申請時の図面に変更になった旨記載し、変更後の設置箇所を追記したものを提出してください。
- ・ 写真はカラー、サイズはL判以上としてください。

【住宅全景】

- ☐ 設置工事開始以降に撮影したもの

【対象機器】

- ☐ 遠景（広角に撮影したもの、上記【住宅全景】と兼用可）
- ☐ 近景（設置前と設置後の写真）
 - ・ 設置前後で比較できるように、できるだけ同じアングルで撮影したもの
- ☐ 設備本体に貼付されている銘板（型式や製造番号が確認できるもの）

4 補助金額の確定

提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定して申請者に通知します。

5 補助金の請求・交付

申請者は、額の確定通知を受けた後、「請求書（様式第 12 号）」に記名押印のうえ、必要書類を添付して環境政策課（本庁 7 階）へ持参又は郵送で提出してください。

市は、これに基づき補助金を交付します。

- ・ 申請者と補助金受取口座名義人が同一である必要があります。
 - ・ 請求から交付まで、概ね 1 ヶ月程度時間を要します。
- ※請求書は、電子メールでは受付していませんので注意してください。
- ※郵送の場合：〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号
呉市 環境部 環境政策課
「脱炭素補助金」担当 宛

補助対象事業終了後

1 発生電力量等の報告

申請者は、補助金受領後、補助対象機器により発生された電力量について、「発生電力量等報告書（様式第16号）」で市に報告してください。

●報告対象期間：設置年月の翌月から1年間

・R8年1月に設置した場合は、R8年2月～R9年1月の1年間

●報告期限：報告対象期間終了から2か月以内に提出してください。

・R8年1月に設置の場合、R8年2月～R9年1月分の報告を、R9年3月末日までに提出してください。

●提出先：呉市環境政策課（本庁舎7階）へ持参又は郵送、若しくは電子メール送信

※郵送の場合：〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市 環境部 環境政策課

「脱炭素補助金」担当 宛

※電子メール：kansei@city.kure.lg.jp

メールのタイトルに「脱炭素補助金報告（氏名）」の文字列を入れてください。

※報告書を撮影した写真を添付したメールでも構いません。

2 取得財産の管理義務・処分等の制限

申請者は、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければなりません。

また、法定耐用年数（6年）の期間内において、補助事業により取得した補助対象設備を財産処分等※するときは、あらかじめ「財産処分等承認申請書（様式第14号）」を提出し、市の承認を受ける必要があります。

※ 財産処分等とは、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、破棄し、又は担保に供することをいいます。

3 関係書類の保管義務

補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年）を経過するまでの期間、保存してください。

4 環境価値の取引の制限

法定耐用年数（6年）を経過するまでの間、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないでください。

【問い合わせ先】

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号（市役所7階）

呉市 環境部 環境政策課 脱炭素推進グループ

TEL 0823-25-3301 FAX 0823-32-1621